

令和5年度事業計画

第1 概況

昨年は、年初から新型コロナウイルスオミクロン株の流行でまん延防止等重点措置が発令されるスタートとなりましたが、解除後は行動制限のない社会となり入国制限の緩和、各種施策等で徐々にではありますが日本経済も回り始めました。しかし、ウクライナ情勢や円安、資源の高騰の影響で不安を残しました。

このような中、岐阜県の新車販売は、登録車、軽自動車とも対前年比で減少しており、販売総台数では4年連続で減少となり、この影響は中古車市場にも及びました。

運輸業界、整備業界においてもこの影響は避けられず、燃料費の高騰や人材確保での課題が残りました。

当会議所においては、自動車販売の低迷を受け図柄希望番号標、車両番号標、廃棄標板、車検予約手数料、自賠責保険手数料を除き減収となっております。

特に、希望番号標と重点事業としておりました全国版図柄入りナンバープレート「以下、全国版図柄ナンバーという」や、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート「以下、大阪万博ナンバーという」の交付が低調であることが減収要因となっております。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から規模の縮小、形態の変更などで最低限の活動を行いました。

令和5年度の新車市場は、新型コロナの影響から滞っていた半導体や部品の供給解消に向けて徐々に体制が整ってきており、各社の受注残と新型車投入、東京モーターショーに変わるジャパンモビリティショー開催による消費者の購買意欲の高まりに期待したいところです。

整備事業においては、特定整備、整備士不足などの課題の中、OSSの活用や車検証の電子化を活用した業務の効率化が求められます。

運輸事業においては、入国規制の緩和で訪日外国人の増加や全国旅行割りによる人流の回復が望まれます。一方で燃料費の高騰、2024年問題への対応、

運転手不足も重なり厳しい状況が予想されます。

当会議所の置かれる現状も厳しいものがありますが、収益の根幹である標板交付（頒布）事業の強化のため、希望番号の選択率向上や全国版図柄ナンバー、大阪万博ナンバーの広報に注力してまいります。

交通事故防止、環境対策等公益事業に関しましては、行政や関係団体との連携を強化し自動車会議所としての役割を果たしてまいります。

その他事業についてもユーザーの視点に立ったサービスを心がけ、事業の効率化と経費削減を進めながら実施してまいります。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

令和4年4月から、新たな全国版図柄入りナンバー「以下、全国版図柄ナンバーという。」の交付（頒布）が開始され、更に同年10月からは大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート「以下、大阪万博ナンバーという。」を交付（頒布）しています。収益の一助となるよう引き続き広報啓発に努め適正な交付（頒布）に努めてまいります。

2 公益事業の充実

（1）着実な交通安全、環境対策の実施

令和4年の交通事故状況は、死者75人で前年対比プラス14人となり、2年連続で死者数は増加しましたが、過去3番目に少ない死者数で事故発生件数や負傷者数も減少しました。

この現状を平素からの地道な活動の成果と捉え、コロナ禍での岐阜県自動車交通事故防止大会の継続開催や各季の交通安全運動への積極的な参加と併せて、岐阜運輸支局や関係団体等と連携した自動車安全・環境フェスタの開催やラッピングバスによる交通安全・環境対策の啓発、岐阜市を始めとする市町村の各種施策への協力等、積極的な取り組みと見直しを含めた新たな企画の検討と実践により、着実に交通安全及び環境対策を進めます。

(2) 特定事業の継続した取り組みの強化と新規施策の検討と実施

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見極めつつ、次の取り組みを実践します。

○ 自転車事故防止対策

平成 29 年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、多額の賠償に備えた自転車保険への加入促進に向けた啓発活動を実施してきました。

岐阜県においては、令和 4 年 4 月 1 日付けで「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行となり、同年 10 月からは自転車損害賠償責任保険への加入、及びヘルメット着用の努力義務が施行されています。令和 5 年度も引き続き、過去の実績を踏まえ、更なる対策への取り組み強化を図ります。

○ あおり運転防止対策

令和 2 年 6 月に「妨害運転罪」が施行され、あおり運転をした場合、運転免許証が取消しとなる道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として全国各地で、あおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあります。あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで、あおり運転による交通の危険を排除する対策を実施してきました。令和 5 年度も引き続き、各種イベントや関係団体と連携して対策の強化を図ります。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

県内における横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が、高率を占めています。また、J A F が実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の一時停止率は、57% で全国 6 位と昨年より大幅に改善されたものの、依然として約 4 割の車が一時停止しない悪い結果が公表されています。歩行者等の道路横断中の交通事故に着目し、令和元年から「横断歩道は歩行者が最優先」をス

ローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施してきましたが、令和5年度も、引き続き横断歩行者に対する交通事故防止対策を強化します。

○ 昨年の死亡事故増加を踏まえた対策

令和4年の交通事故死者は75人で前年対比プラス14人となり、2年連続で死者数が増加しています。死亡事故の特徴として高齢者の死者が約6割、歩行中・自転車乗車中の死者が約4割を占めている状況から、交通安全意識の高揚を図るため、各種イベントや関係機関と連携した各種施策に積極的に取り組み、リーフレットや交通安全啓発グッズ等を活用して、交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで交通死亡事故防止対策に努めます。

○ 労働力確保の対策強化

令和4年度はコロナ禍の影響もありましたが、整備振興会主催の「岐阜県自動車整備人材確保・育成連絡会」、「クルマの児童画コンクール」に参画、運輸支局と共催した「自動車安全・環境フェスタ」において、自動車関係業界の慢性的な人員不足解消のために関係団体の施策、活動に支援、協力してきました。引き続き、行政、関係団体と共働してその実態を把握し、コロナ禍の中でも実施できる施策を検討し、積極的かつ実効力ある活動を推進します。

(3) 自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税の環境性能割課税や種別割課税の審査収納業務は、複雑かつ多岐となっており、令和6年1月からはエコカー減税の縮小も予定されているため、窓口業務への適切な対応と来所者に対するサービスの向上に努めます。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めつつ、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベントを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、各種セミナーの開催、その他行事への協力等の取り組みを一層強化します。

2 自動車関係税制に対する行動

去年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、「2022 自動車税制改革フォーラム街頭活動」等関係団体と連携した活動がほぼ自粛となりましたが、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。また、会議所HPに日本自動車会議所のツイッターアカウントをリンク先に設定したバナーを掲載しました。

依然として自動車には多くの税金が課せられていることから令和5年度も引き続き、税制改革フォーラムや関係団体と連携して、自動車関係諸税の簡素化と負担軽減を求める街頭活動など行動してまいります。

3 自動車会館、軽事務所、飛驒自動車会館の営繕計画

築42年を経過した自動車会館と築32年の飛驒事務所は、各施設の老朽化が顕著で維持管理に苦慮する状況にあります。今後、経年劣化する設備の改修等について、必要性和費用対効果等を検討した修繕計画を策定して老朽化に対応してまいります。

4 ユーザーサービスの向上

○ 封印管理システムと車検予約システムの更改稼働

封印管理システム及び車検予約システムについては、令和3年度から改修に向けた検討を行ってきましたが、令和5年1月から電子車検証の交付が開始され、電子情報を取得したシステムの運用が可能となったため、令和5年度より新たな封印管理システムを稼働してまいります。

また、車検予約システムについても、令和5年度に新たなシステムを稼働してまいります。

○ 軽自動車新規OSS及び車検証電子化への対応

令和5年1月には新たに軽自動車OSSの運用が開始されたことから、業務フローを見直して申請者の利便性の向上を目指します。

また、自動車車検証の電子化についても、同年1月から運用を開始されているため、自動車保有関係手続きに係る申請者の利便性を向上させるため、自動車検査登録手続きのキャッシュレス化・デジタル化の動向を見極めつつ、業務の効率化を図るため、システムの構築や業務フローの見直し等の所要の措置に努めてまいります。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、従来より関係団体や事業者等への働きかけにより普及促進に努めてきました。昨年の選択率は登録車で41%、軽自動車で27%程度となっており、着実に選択率が向上し全国平均に近づいています。

しかし、OSSの進展により印紙販売の減収が顕著となりつつあることから、各種イベント、ディーラー、自動車学校及び県内の大学等への積極的な働きかけによる広報活動を実施し、減収分を補えるよう更なる希望ナンバーの普及促進を図ります。

2 経費削減と業務効率化の推進

平成29年4月からOSSの抜本的拡大がなされ、今年で6年目を迎え、登録車の新規登録で43%程度、継続検査で62%程度、軽自動車の継続検査で54%程度と着実に進展しています。また、懸案となっていた軽自動車の新規

届出の運用も本年1月から開始されています。

国は、車検証の電子化を図ることで、OSS利用率の向上施策を推進しており、その影響は、年々拡大し更なる減収が見込まれる状況となっています。

今後、これらの状況や図柄ナンバーの交付（頒布）状況に注視し、総務部門を含めた人材の適切な配置やシステムの見直しで業務の効率化を推進し不要な経費の削減に努めてまいります。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上を図ります。